

欧州における未成年の渡航同意書についてのご案内

未成年の方が単独または片方の親と共に渡航する場合は、親の同意書が必要な国がございます。
当該処置は、各国が親権訴訟中に発生する片方の親による子どもの奪取増加や国際的な子の連れ去り等に対処するために設けられているものです。

同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、**入国審査によっては提示を求めない場合もあります。**
入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。**同意書を携行するかどうかはお客様ご自身の判断**をお願い致します。
尚、本情報は予告無く変更となる場合がございますのでご了承をお願い致します。最新の情報は各国大使館ホームページ等でご確認下さい。

(注)外務省アポスティュー証明とは「外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(付箋による証明)。
務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認下さい。
◎外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofai/toko/todoke/shomei/>

2019年7月18日現在

国名	対象年齢	同意書(要・不要)		同意書の様式	備考
		単独渡航	片方の親同伴		
アイスランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が、片方の親同伴、または単独で渡航する場合、同行しない親からの英文同意書が必要(形式自由)。 ※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。
イギリス	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が無査証で片方の親同伴または単独で渡航する場合、渡航しない親からの英文渡航同意書の持参が必要。 ◎同意書の記載内容(英語・様式自由) 1. 未成年の滞在先・滞在予定日数 2. 両親の連絡先(電話番号を必ず記載) 3. 同行者の情報(修学旅行の場合は、教師の名前等を記載) 「○○(同行者)と一緒に渡航することを認めている」という旨を記載する。 4. 同行しない親のサイン ※死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入する。 例: 死別(dead,late)、離婚(divorced)等 5. 日付 ※戸籍謄本(英訳付き)の持参は不要。
イタリア	18歳未満	○	○	※指定フォーム	18歳未満のイタリア籍以外の外国籍(日本籍を含む)の未成年者が単独または片方の親と渡航する場合、渡航同意書の持参は原則不要。 ただし、大使館では親権訴訟中に発生する片方の親による子供の奪取や、国際的な子の連れ去り等を防ぐため、渡航同意書(指定フォーム、公証役場での認証推奨)と親の旅行券コピー(親のサイン証明のための)の持参を推奨。 ※詳細は申請者本人から直接問合せのこと(旅行会社からの代理の問合せ不可) イタリア共和国大使館: 03-3453-5291~3 ・ 大阪イタリア総領事館: 06-4706-5820
エストニア	18歳未満	○	×	自由(英語)	18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に保護者からの渡航同意書求められる場合がある(形式自由、父親または母親のサインがあればよい)。
オーストリア	18歳未満	○	○	自由(英語又は独語)	未成年が両親(または片方の親)の同行なしで渡航する場合、両親(または同行しない親)の同意書の携行をすすめている。 同意書は英語またはドイツ語で作成し、親の連絡先(電話番号)を記載する。 ※同意書は入・出国時に提示を求められる場合がある。
オランダ	18歳未満	○	○	※指定フォーム	18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、親からの英文同意書(指定フォーム)と親の旅行券コピーの持参が必要。 片方の親同伴で渡航する場合、同行しない親からの英文同意書(指定フォーム)と親の旅行券コピーの持参が望ましい。 両親が旅行券を持っていない場合や、離別・死亡等でサインができない場合は、両親(親権者)の同意書と一緒に戸籍謄本(英訳し、翻訳者のサインを記入)を持参する。 ※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。 ◎同意書の指定フォーム https://www.government.nl/documents/forms/2016/06/17/consent-letter-for-minors-travelling-abroad/ (注)未成年の渡航については、現地入国管理局が管轄している。 参照: オランダ入国管理局ホームページ http://www.ind.nl/ (英)
ギリシャ	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親または同行しない親の署名した英文同意書と親の旅行券コピーの持参が必要(現地で事情説明や国際的な違法な子の連れ去りを防ぐため)。 同意書は公証役場または大使館での認証を受ける必要がある。また、渡航の際、戸籍謄本(大使館指定の翻訳会社による英訳に大使館認証要)の持参が必要。 ※大使館での認証は代理申請不可のため、詳細は直接大使館に問い合わせること。 ※同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。
スペイン	18歳未満	○	△	※指定フォーム	1. 18歳未満の未成年者および両親(親権者)の全員が日本国籍の場合 両親が同伴せず単独渡航する場合は、両親(親権者)からの渡航同意書の持参が望ましい(渡航について説明ができること)。 公証役場で作成する。片方の親が同伴する場合、同意書の持参は不要。 2. 18歳未満の未成年者および両親(親権者)のいずれかが日本国籍以外の場合 同行しない親(親権者)からの渡航同意書が必要。公証役場で作成する。ただし、スペイン国籍の家族の場合は、大使館にて手続き可能。 ◎手続方法 <1>公証役場で作成する場合(有料) a. 両親の渡航同意書(指定フォーム)を記入する(サイン以外の部分のみ)。 両親の渡航同意書の記入上の注意 i. 「旅行日程」はスペインの滞在期間を記入する。 ii. 「スペインに滞在中の未成年者の責任者名」と「責任者の身分証明書番号」は、片方の親同伴時は記入不要。観光目的の場合はランドオペレーターなどを記入する。 b. 同行しない親が公証役場に向かい、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受ける。 c. 地方検察局に向かい、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。 d. 外務省でアポスティュー認証を受ける。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポスティュー認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。 <2>大使館で作成する場合(有料) a. 以下の書類を大使館へ提出する。 i. 未成年者用の渡航同意書作成用データ記入用紙(指定フォーム) ii. 未成年者と親の旅行券コピー iii. 戸籍謄本オリジナルおよびコピー iv. 法定代理人の身分証明書コピー(片方の親同伴の場合は不要) ※親の旅行券がない場合は、旅行券を作成する。 ※戸籍謄本は外務省のアポスティュー認証を取り付ける。 ※留学目的の場合、入学許可書オリジナル、コピー1が追加が必要。 公正証書・作成用データ記入用紙の記入上の注意 i. 「スペインで所属する学校名・施設名」は留学目的の場合のみ記入。その他の目的の場合、記入不要。 ii. 「スペインにおける法定代理人」は片方の親同伴の場合は記入不要。観光目的の場合、ランドオペレーターなどを記入する。 b. 大使館が同意書を作成する(数日かかる)。 c. 大使館よりアポイントメントの連絡が入ったら、同行しない親が旅行券オリジナルを持参の上大使館へ出頭し、領事の面前で署名する。同意書はその場で受取る。
スロベニア	20歳未満	○	×	自由(英語)	20歳未満の未成年者が単独または名字の異なる片方の親同伴、親以外の成人が同伴して渡航する場合、入国時に親からの英文渡航同意書(指定フォームなし)および戸籍謄本の英訳が求められる場合がある。 認証は不要。 ◎同意書の記載内容(英文・様式自由) 渡航目的、親の連絡先、父親または母親いずれかのサイン
セルビア	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、親からの渡航同意書が必要。 ◎作成方法 1. 同行しない親の氏名、サイン、捺印、未成年の氏名、旅行番号、渡航先住所、渡航期間、同意する旨の文を記載する。 死別等で作成できない場合は、法定代理人を作成する。 2. 大使館にてセルビア語への翻訳および認証手続を行う。 (翻訳料: ¥6,800) 詳細は大使館へ確認する。 セルビア共和国大使館: TEL 03-3447-3571 ・ FAX 03-3447-3573 ・ E-mail consular@serbianembassy.jp
デンマーク	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が、片方の親同伴または単独で渡航する場合、場合により説明または親の同意の確認を求められることがあるため、同行しない親からの英文同意書の持参が望ましい(形式自由)。
ドイツ	18歳未満	○	○	大使館・領事館にて作成	18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独で渡航する場合、親の渡航同意書が必要。離別や死亡等で両親がサインできない場合、戸籍謄本(英訳付・認証不要)も持参する。 ◎同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。 ◎手続方法 同意書が必要な場合、両親が大使館・領事館へ出頭し、同意書を作成する。 両親が別々に出頭する場合、その都度料金がかかる。 未成年者本人は出頭不要。 1. 無査証の短期滞在の場合 <1>a. 原則的に同意書が必要な方: 個人的な旅行や知人訪問 b. 原則的に同意書が不要な方 : 添乗員や引率者がいるパッケージ旅行・団体旅行・修学旅行 : ※添乗員や引率者がおり、渡航についての説明が出来る場合、同意書が不要。 <2>現地からの招待状がある場合は持参が望ましい。 <3>現地から同意書の持参を求めている場合は手続きをする。 2. 他国に長期滞在する際にドイツを経由する場合 18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独でドイツを経由する場合、同意書の持参が望ましい。
フィンランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が名字の異なる片方の親、親以外の成人同伴または単独で渡航する場合、親からの英文同意書の持参が望ましい(形式自由)。
フランス	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい(形式自由)。
ポーランド	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい(形式自由)。
ベルギー	18歳未満	○	○	自由(英語)	18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、両親からの英文同意書の持参が必要。ただし、同意書の提示はランダムに求められており、提示を求められない場合もある。同意書の詳細は以下の通り。 1. 同意書は英文で作成する(形式自由)。 2. 一緒に渡航しない親が公証役場に向かい、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受ける。 3. 地方検察局に向かい、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。 4. 外務省でアポスティュー認証を受ける。 5. 離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書の他に戸籍謄本を持参する(親権者が明記してあること)。 戸籍謄本はオリジナルにアポスティュー認証を受け、その後翻訳をする。翻訳者は公証役場に向かい、翻訳者のサイン認証、法務局長および外務省のアポスティュー認証を受ける。 (注)公証役場によって、公証人・法務局長の認証およびアポスティュー認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。
ポルトガル	18歳未満	○	○	大使館にて作成	18歳未満の未成年が片方の親同伴または単独で渡航する場合、親の同意書が必要。詳細は大使館に確認する。 ポルトガル大使館: 領事部TEL 03-5226-0614 ・ 代表TEL 03-5212-7322 ・ 代表FAX 03-5226-0616
ラトビア	18歳未満	○	×	自由(英語)	18歳未満の未成年が単独渡航する場合、両親からの渡航同意書(英文・形式自由)の持参が必要。同意書の詳細は以下の通り。 1. 同意書を作成する。 2. 両親が公証役場に向かい、公証人の前でサインをし、公証人の認証を受ける。 3. 地方検察局に向かい、公証人が認証した渡航同意書に法務局長の認証を受ける。 4. 外務省でアポスティュー認証を受ける。 5. 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれかによる同意書を携帯する。 ※公証役場によっては、公証人・法務局長の認証およびアポスティュー認証を受けられるところがある。最寄りの公証役場に確認する。
ルクセンブルク	18歳未満	その都度確認		-	詳細は、その都度大使館に直接問合せ。 ルクセンブルク大使館: TEL 03-3265-9621 ・ FAX 03-3265-9624 ・ E-mail consulartokyo.amb@mae.etat.lu

上記以外のシェンゲン協定実施国を経由して入国する場合は、上記規定外ですが、シェンゲン協定実施国25カ国のうちいずれかへ渡航する際、最初の渡航先国が上記各国の場合は、対象となりますのでご注意ください。
※シェンゲン協定実施国＝アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク